

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和3年2月9日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年3月23日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
新庄北高等学校	支出事務が適切でないものがある。	全ての納品書と請求書は専用の箱に入れて共同で保管することとし、事務室全体で支払期限の確認や処理の優先度を共有できるようにした。
	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を業務管理者や業務総括者などの複数職員による確認を徹底することとした。